

事務連絡
令和4(2022)年3月1日

各技能検定受検者 様

栃木県職業能力開発協会

若年者に対する技能検定手数料等の減免措置について

日頃から、技能検定につきまして、御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和4年度より技能検定の受検手数料及び技能五輪栃木県地方大会の参加手数料（以下「手数料等」という。）における減免措置が、下記のとおり変更となりますので、申請の際には十分に御留意願います。

詳細につきましては、別添の「令和4年度前期技能検定受検案内・技能五輪栃木県地方大会参加案内」のうち「2. 受検手数料及び減免」及び「8. 技能五輪栃木県地方大会 3 参加手数料」の欄をご覧ください。

記

1 変更点

手数料等の減免措置の対象者は、技能検定2級（技能五輪栃木県地方大会で技能検定2級課題を使用する職種）または3級の実技試験受検者のうち、「25歳未満の在職者」となります。

→ 従来は、35歳未満の者が（18,200円→9,200円）の減免対象でしたが、令和4年度からは、「25歳未満の在職者」が（18,200円→9,200円）の減免対象となります。

2 変更時期

令和4年度前期技能試験から変更となります。

なお、正式決定は令和4年4月1日を予定しています。